

2024年4月12日

各位

会社名 株式会社グラフィコ  
代表者名 代表取締役社長 CEO 長谷川 純代  
(東証スタンダード・コード 4930)  
問合せ先 取締役CFO兼管理本部長 榎並 正太郎  
電話番号 03 - 5759 - 5077

会社名 Church & Dwight Japan 合同会社  
代表者名 代表社員 チャーチ・アンド・ドワイ  
ト・カンパニー・インコーポレーテッド  
職務執行者 マイケル・リード

**Church & Dwight Japan 合同会社による  
株式会社グラフィコ (証券コード：4930) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ**

Church & Dwight Japan 合同会社は、本日、別添のプレスリリース「株式会社グラフィコ (証券コード：4930) の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」を公表しておりますので、お知らせいたします。

以上

本資料は、Church & Dwight Japan 合同会社 (公開買付者) が、株式会社グラフィコ (本公開買付けの対象者) に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2024年4月12日付「株式会社グラフィコ (証券コード：4930) の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2024年4月12日

各位

会社名 Church & Dwight Japan 合同会社  
代表者名 代表社員 チャーチ・アンド・ドワイ  
ト・カンパニー・インコーポレーテッド  
職務執行者 マイケル・リード

## 株式会社グラフィコ（証券コード：4930）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

Church & Dwight Japan 合同会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2024年4月12日、株式会社グラフィコ（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場、証券コード：4930。以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（下記「(2) 買付け等を行う株券等の種類」の「② 新株予約権」において定義します。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

公開買付者は、本公開買付けを通じた対象者株式及び本新株予約権の取得等を目的として、2024年3月13日に設立された合同会社です。公開買付者は、本日現在、アメリカ合衆国ニュージャージー州ユーイングに事業運営上の本社を置き、家庭用消費財の製造販売を行う Church & Dwight Co., Inc.（以下「C&D」といいます。）がその持分の全てを所有しております。本日現在、公開買付者及び C&D は、東京証券取引所スタンダード市場に上場している対象者株式を所有しておりません。

公開買付者の2024年3月28日付「株式会社グラフィコ（証券コード4930）の株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」において公表しておりましたとおり、公開買付者は、本公開買付けを開始するにあたって必要となる公開買付けの代理及び事務取扱いに係る契約を公開買付代理人への就任を予定していた野村証券株式会社（以下「公開買付代理人」といいます。）との間で締結するにあたり、C&D において公開買付代理人より要請されていた公開買付者名義の銀行口座の開設手続を行っていましたが、公開買付者が当該口座を開設する予定の銀行の説明によれば、公開買付者の本人確認手続に時間を要したため、2024年3月28日までに公開買付者名義の銀行口座の開設が完了いたしませんでした。公開買付者及び C&D は、本公開買付けを直ちに開始できる状況ではないものの、対象者が2024年3月末までに東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準に適合するための取組みとして中期経営計画の公表を行うことを発表していたことを踏まえ、公開買付者及び C&D と対象者の間で本公開買付けの買付け等の価格について合意に至っていたにもかかわらず、対象者が対象者の株主の皆様に対して上場維持を前提としたかかる取組みを公表した後、短期間で対象者株式を非公開化することを目的とした一連の取引の一環として本公開買付けを実施することを公表することは、対象者の株主の皆様の混乱を招くこととなると考えたため、2024年3月28日、対象者株式を非公開化することを目的とした一連の取引の一環として、本公開買付けを実施することを公表することとし、銀行口座の開設が完了次第、本公開買付けを速やかに開始することを予定しておりました。

その後、2024年4月8日にかかる銀行口座の開設が完了したこと、公開買付者及び対象者における本公開買付け開始に向けた手続の準備が整ったこと、及び2024年4月11日に対象者から対象者が2023年6月22日付で設置した特別委員会が2024年3月28日付で対象者の取締役会に対して表明した意見に変更はない旨の連絡を受けたことから、公開買付者は、2024年4月12日、対象者株式及び本新株予約権の全てを取得することを目的として、本公開買付けを2024年4月15日より開始することといたしました。

本公開買付けの概要は、以下のとおりです。

### (1) 対象者の名称

(2) 買付け等を行う株券等の種類

- ① 普通株式
- ② 新株予約権（下記（i）から（v）の新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。）
  - （i）2014年6月17日開催の対象者臨時株主総会の決議に基づき発行された第1回新株予約権（以下「第1回新株予約権」といいます。）（行使期間は2016年7月1日から2024年6月16日まで）
  - （ii）2014年12月25日開催の対象者臨時株主総会の決議に基づき発行された第2回新株予約権（以下「第2回新株予約権」といいます。）（行使期間は2016年12月27日から2024年12月25日まで）
  - （iii）2015年10月15日開催の対象者臨時株主総会及び同日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第3回新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）（行使期間は2017年10月16日から2027年10月15日まで）
  - （iv）2015年10月15日開催の対象者臨時株主総会及び2016年5月13日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第4回新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）（行使期間は2018年5月14日から2028年5月13日まで）
  - （v）2019年5月31日開催の対象者臨時株主総会及び同日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第5回新株予約権（以下「第5回新株予約権」といいます。）（行使期間は2021年6月4日から2031年6月3日まで）

(3) 買付け等の期間

2024年4月15日（月曜日）から2024年5月29日（水曜日）まで（30営業日）

(4) 買付け等の価格

- ① 普通株式1株につき、金3,800円
- ② 新株予約権
  - （i）第1回新株予約権1個につき、金62,840円
  - （ii）第2回新株予約権1個につき、金46,000円
  - （iii）第3回新株予約権1個につき、金46,000円
  - （iv）第4回新株予約権1個につき、金46,000円
  - （v）第5回新株予約権1個につき、金2,250円

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
1,000,778(株)	667,200(株)	—(株)

(注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数である対象者が2024年2月14日に提出した第28期第2四半期報告書に記載された2023年12月31日現在の発行済株式総数(938,540株)から、対象者が2024年2月14日に公表した「2024年6月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」に記載された2023年12月31日現在の対象者の所有する自己株式数122株を控除した938,418株に、2023年12月31日現在残存する本新株予約権の目的である対象者株式の数62,360株を加算した株式数(1,000,778株)となります。

(注2) 本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限(667,200株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含む。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付け期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注5) 公開買付け期間末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者株式についても本公開買付けの対象とします。

(6) 決済の開始日

2024年6月5日(水曜日)

(7) 公開買付け代理人

野村証券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目13番1号

その他、本公開買付けの詳細は、本公開買付けに関して公開買付け者が2024年4月15日に提出する公開買付け届出書をご参照ください。

以上

#### 【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書を注意深くお読みいただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとしします。

#### 【米国規制】

本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリースの中に含まれ又は言及されている全ての財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者は米国外で設立された法人であるため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利を行使又は請求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始できない可能性があります。更に、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

公開買付者、公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関連者を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則14e-5 (b)の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者のウェブサイト（又はその他の開示方法）においても英文で開示が行われます。

#### 【将来に関する記述】

このプレスリリースには、米国1933年証券法（Securities Act of 1933）第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知もしくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

#### 【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は本公開買付けに関する株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。